

事業計画書

事業年度 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日

1 事業運営基本計画

お住いの高齢者が要介護状態になっても、出来る限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できる事を基本に、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することで、いくつになっても笑顔で生き生きとした生活を送ることができるよう、「衆生無辺誓願度」(生きとし生けるすべてのものが皆幸せでありますように)を基本理念に、「我見、離見、離見の見」(自分を見る事、相手の立場から自分を見る事、人間関係を俯瞰して見る事)の姿勢でご利用者の日常生活を支えます。

2 利用者とのかかわり

(1) 運営方針

- ① ご利用者お一人おひとりの想いや希望が叶い、ご家族や地域社会とのかかわりが継続できる運営
- ② ユニットケアにより、馴染みのある職員による専門的な支援をおこない、ご利用者と職員が共に生きる暮らしの実現
- ③ ご利用者もご家族も職員も信頼で結ばれ、優しさとふれあいを大切にする運営
- ④ 地域の中の施設として、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携をはかるとともに、地域の一員として貢献できる運営

(2) 食事と健康管理

「食べる事」は生きる事の原点であり、高齢者の楽しみ事の一つです。各ユニットにおいて、食事の時間における匂い・気配等を共有し、職員との会話を楽しみながら配膳・下膳、洗い物等得意な部分を一緒におこない、『食』への関心が出る限り継続するようはかります。また、ご利用者がご自身の歯で食せるよう嚥下機能の持続及び「口腔ケア」にも留意します。

(3) ケアマネジメント

ご利用者ご本人の「今」にマッチした有用性の高い介護計画を作成するため、ご本人個人とのかかわり(会話、言動、仕草・表情等より)のなかから、ご本人が望む日常となるようその思い・意向を汲み取り、ご家族の要望も踏まえ、職員間でその情報を共有し、現況把握とモニタリングを頻度を上げて実施します。

(4) 認知症の方への支援

認知症は、「脳」にかかる進行性の病気である事を踏まえた上で、ご本人に対

する介護職員等の係わりによりBPSDへマッチした対応をおこない、穏やかな日々の暮らしとなるよう努めます。

(5) 看取り支援について

終の棲家としての機能を有している当施設において、看取り介護を実践します（ソフト的側面及び介護職員への看取り介護に対する研修の実施）。

(6) 季節ごとの行事

年初の初詣から年末の餅つきまで、季節に応じた行事を取り入れ、自然の変化・四季の移ろいを実感していただきます。ご家族や地域との接点も広げ、様々なボランティアや障害者団体等の協力もいただきながら取り組みます。

3 事故への対応

日々機能が低下する暮らしの中で、不測の事故は起り得る事を前提に、「ヒヤリ・ハット」をいかに速く多く見出すかを重点に取り組みます。「ヒヤリ・ハット」を発見することを業務の一環として位置づけ、定期的に「ヒヤリ・ハット大賞」等のセレモニーを実施し精度を高める施策を講じます。事故が発生した場合には、冷静かつ誠実に素早くご利用者へ対応し（状況の確認、バイタル等の確認）、状況に応じて医師への連絡・救急連絡等最善の策を講じます。さらに再発防止策の検討・実施、行政への報告等も遅滞なく行います。

4 防災計画

防災・非常災害時への取組みとして、「防災・非常災害への対策本部の組織と事務分掌」を明確にし、初動活動（発生後72時間以内）及び応急活動（発生後72時間以降）に分け対応します。災害等は、非日常の出来事であるため、「災害、緊急時対応マニュアル」を整備し研修及び通報・消防・避難訓練（日中帯・夜間帯想定）を定期的（年2回）におこないます。訓練に際しては、消防署と協議しながらご利用者の現況に応じた具体的な避難誘導となるよう取り組みます。地域の方々とも防災・非常災害について意見交換し協力体制を構築します。有事における飲料水・非常食・簡易トイレ等を備蓄（3日以上、近隣住民の分も）し、非常食も食し（年1回程度）、防災意識の向上に努めます。

5 運営推進会議の実施

年6回、ご利用者の生活の質の向上、安全面・衛生面、地域交流・貢献等多岐に亘るテーマで参加者（利用者・家族、地域住民代表、市の職員、知見者等）と意見交換等おこない、運営に活かします（施設情報はDVDを活用（ビジュアル化での実態理解）します）。運営推進会議議事録は、参加者及び全家族に配布します。

6 サービス向上への取組み

CSR委員会の設置

法人の社会的責任として、理念経営の実践、コンプライアンス（倫理及び法令遵

守)の徹底を具現化するために設置する。

コンプライアンスを職員に周知徹底するチーム、コンプライアンスを推進するチーム、コンプライアンスに抵触する事案への対応チームを設け、活動していきます。

7 地域包括ケアシステムへのかかわり

在宅高齢者の困りごとを抽出し(介護相談窓口の設置、見守り推進や声掛け活動等により)、公民館や民家等を活用し、施設職員が出向き在宅高齢者への困りごとへ対応するサービスを提供するためのリサーチをおこなう。

8 法人運営事業

社会福祉法人つつじの福社会の法人本部は、理事会、評議員会等の開催及び予算・決算等の資金の管理等適切な法人運営をおこなう。

(1) 理事会・評議員会等

5月 監事による会計監査等

5月 理事会(事業報告・決算報告等)

6月 評議員会(事業報告・決算報告等)

8月 理事会(四半期報告、その他必要事項協議)

11月 理事会(中間報告、その他必要事項協議)

11月 評議員会(中間報告、その他必要事項協議)

1月 理事会(四半期報告、その他必要事項協議)

3月 理事会(事業計画・予算等)

3月 評議員会(事業計画・予算等)

※ その他、必要に応じて理事会・評議員会等を開催する。

※ 評議員選任・解任委員会は、必要に応じて開催する。